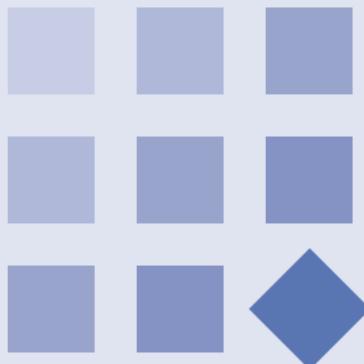


やっかん ご契約のしおり・約款

〈定期特約〔がん保険〕〉

〈災害死亡割増特約〔がん保険〕〉



この冊子は、ご契約にともなう**大切なこと**がらを記載したものです。主契約の「ご契約のしおり・約款」とともに**大切に保存し**、ご活用ください。また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

Aflac アフラック



はじめに

この冊子は、ご契約にともなう大切なことを記載したものです。後ほどお送りする裏書のお知らせ（承認通知書）または更新通知書とともに大切に保存し、ご活用ください。また、このご契約について必ずご家族にもお知らせください。

「ご契約のしおり」は

ご契約についての重要事項、
お手続などをわかりやすくご説明しています。

「約款」は

ご契約についてのとりきめを、
詳しくご説明しています。





目次

ご契約のしおり

ご契約のしおり

約款・特約条項

その他特約条項

別表

解約払戻金額例表

「定期特約」について

●「定期特約」のしくみ・特長	4
●「定期特約」の被保険者の型について	5
●「定期特約」の保険金のお支払について	5
●「定期特約」の保険料の払込免除	6
●「リビング・ニーズ特約」について	7
●『ノンスマーカー割引』について	9

「災害死亡割増特約」について

●「災害死亡割増特約」のしくみ・特長	10
●「災害死亡割増特約」の被保険者の型について	10
●「災害死亡割増特約」の保険金のお支払について	11
●「災害死亡割増特約」の保険料の払込免除	12

不慮の事故について

●不慮の事故について	13
------------------	----

お支払いできない場合について

●お支払いできない場合について	14
-----------------------	----

ご契約後について

●解約と解約払戻金について	16
●特約の消滅など	17
●特約の更新	18
●「指定代理請求特約」について	19

その他生命保険に関するお知らせ

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時 照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険 契約などに関する情報の共同利用について	22
---	----

約款・特約条項

約款・特約条項

定期特約〔がん保険〕	26
災害死亡割増特約〔がん保険〕	37
リビング・ニーズ特約	47
配偶者リビング・ニーズ特約	54
非喫煙割引特約	59
指定代理請求特約	62

別表

別表	66
----	----

目的別目次

つぎのような場合にはご案内のページをご覧ください。

特約のしくみについて

- ① この保険のしくみが
知りたい

「定期特約」のしくみ・
特長

P4

「災害死亡割増特約」
のしくみ・特長

P10

ご契約後について

- ② 保険金などが受取
れないケースについ
て知りたい

お支払いできな
い場合について

P14

- ③ 受取人が請求できな
い場合の給付金などの受
取りについて知りたい

「指定代理請求特約」
について

P19

- ④ 保険を解約したい

解約と解約払戻金
について

P16

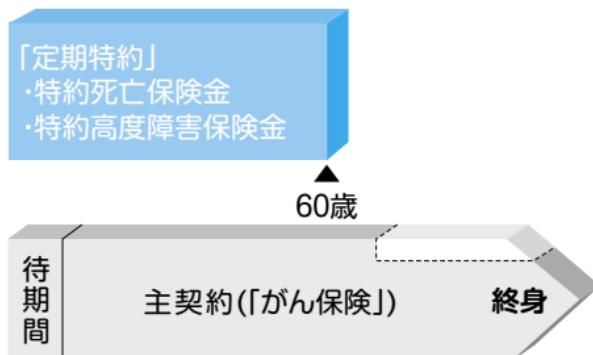
「定期特約」について

「定期特約」のしくみ・特長

- *「定期特約<正式名称：定期特約〔がん保険〕>」は、「がん保険」（主契約）に付加する商品（特約）です。
- *「がん保険」（主契約）に付加してお申し込みください。（「定期特約」を付加できない種類の「がん保険」がありますので、ご確認ください。）

<ご契約の例>

「がん保険」（保険期間：終身）に「定期特約」（保険期間：60歳満期）を付加した場合



1. 主契約の保障に加え、死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。
2. 配偶者型を付加することにより、ご夫婦そろっての保障も確保できます。
3. 喫煙状況により『ノンスマーカー割引』が適用される場合には、保険料の割引があります。

* 保険期間には、10年満期、60歳満期などがあります。60歳満期にご契約の場合の保険期間・保険料払込期間は、特約の被保険者が満60歳に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日までとなります。

「定期特約」の被保険者の型について

- *「定期特約」には、つぎの2種類の被保険者の型があります。ご契約の際に指定してください。
 - ・配偶者型は、主契約が家族契約の場合に指定できます。

被保険者の型	「定期特約」の被保険者の範囲
本人型	主契約の主たる被保険者（第1被保険者を含みます。以下同じ。）
配偶者型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍に記載されている配偶者

●配偶者型について

- *配偶者型の被保険者には、主契約の主たる被保険者が死亡した時に、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者と記載されていた方を含みます（ただし、その時以降再婚された方を除きます。）。

「定期特約」の保険金のお支払について

- *保険金は、つぎのとおりお支払いします。

<特約死亡保険金>

お支払事由	保険期間中に死亡したとき
お支払額	特約保険金額

<特約高度障害保険金>

お支払事由	保険期間中に所定の高度障害状態になったとき
お支払額	特約保険金額

- *所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

- *特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●お受取人について

- *保険金のお受取人は、つぎのとおりです。

<特約死亡保険金>

被保険者の型	お受取人
本人型	主契約の主たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第1被保険者）の死亡保険金受取人
配偶者型	主契約の従たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第2被保険者）のうちの配偶者の死亡保険金受取人

<特約高度障害保険金>

被保険者の型	お受取人
本人型	被保険者
配偶者型	被保険者

「定期特約」の保険料の払込免除

- * 不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になった場合には、その後の「定期特約」の保険料のお払込を免除します。
- * 所定の身体障害状態については巻末の別表4をご覧ください。
- * 保険料のお払込を免除している場合には、特約のご契約の内容の変更はお取扱いしません。
- * 約款に定める免責事由に該当した場合には、保険料のお払込を免除しません。

「リビング・ニーズ特約」について

*「定期特約」とあわせてお申し込みください。

1. 主契約に「リビング・ニーズ特約」(特約の被保険者の型が配偶者型の場合には「配偶者リビング・ニーズ特約」。以下同じ。)を付加することにより、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、「定期特約」の特約死亡保険金の全部または一部を、リビング・ニーズ保険金として被保険者の生存中に受け取ることができます。
2. リビング・ニーズ保険金（「配偶者リビング・ニーズ特約」の場合には配偶者リビング・ニーズ保険金。以下同じ。）は、闘病資金や充実した余命期間を過ごすための資金などとして活用することができます。
3. 「リビング・ニーズ特約」の保険料のお払込は必要ありません。

●「リビング・ニーズ特約」のしくみ

1. 特約死亡保険金の全部をお支払いした場合

・特約死亡保険金
・特約高度障害保険金

➡ リビング・ニーズ保険金のお支払
(「定期特約」は消滅します。)

↑
ご請求

*「定期特約」は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって消滅します。

2. 特約死亡保険金の一部をお支払いした場合

・特約死亡保険金
・特約高度障害保険金

リビング・ニーズ保険金のお支払
(「定期特約」の特約保険金額は減額されます。)

↑
ご請求

*「定期特約」の特約保険金額は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって指定保険金額分だけ減額されます。この場合、特約保険金額の減額分についての解約払戻金はお支払いしません。

*リビング・ニーズ保険金をお支払いした後も継続する「定期特約」の保険料については、引き続きお払込が必要です。

●リビング・ニーズ保険金は、つぎのとおりお支払いします。

<リビング・ニーズ保険金・配偶者リビング・ニーズ保険金>

お支払事由	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき
お支払額	指定保険金額を基準として計算した金額(※)
お受取人	被保険者

※ リビング・ニーズ保険金のご請求の際に、被保険者は、「定期特約」の特約保険金額の範囲内で、指定保険金額を指定してください。リビング・ニーズ保険金のお支払額は、指定保険金額から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。

*指定保険金額について

- ・100万円以上100万円単位で指定してください。
- ・被保険者お1人につき、当社のご契約を通算して3,000万円を限度とします。

*「余命6か月以内」であるかどうかについては、医師が記入した診断書などにもとづいて、当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

*リビング・ニーズ保険金のお支払は、お1人につき1回となります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合には、「リビング・ニーズ特約」は消滅します。

●「定期特約」の保険期間満了前1年以内である場合のお取扱

*リビング・ニーズ保険金のご請求日が、「定期特約」の保険期間満了前1年以内である場合(「定期特約」が更新される場合を除きます。)には、「定期特約」については「リビング・ニーズ特約」は適用しません。

●指定代理請求人の制度について

*被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合には、ご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が、リビング・ニーズ保険金を請求できます。「指定代理請求特約」を付加した場合には、その規定を優先して適用します。(詳しくは「指定代理請求特約」についての項をご覧ください。)

『ノンスモーカー割引』について

- ・『ノンスモーカー割引』とは、被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合に、「ノンスモーカー割引特約（正式名称：非喫煙割引特約）」を付加することにより、「定期特約」の保険料の割引を行うものです。

●『ノンスモーカー割引』のしくみ

- ・「ノンスモーカー割引特約」を付加した「定期特約」の保険料率は、非喫煙保険料率となり、通常の保険料に比べ割安になります。

〈非喫煙保険料率の適用について〉

- ・非喫煙保険料率は、つきの基準に該当している被保険者に対して適用します。

(1) 過去1年間に喫煙したことがないこと（※）

※喫煙状況の判断は、告知に加え所定の検査によって行います。

(2) 保険金額が所定の金額以上であること

- ・喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことを申告された場合、当社は「非喫煙割引に関する告知義務違反」として「ノンスモーカー割引特約」を解除することができます。この場合には、「定期特約」の保険金額の減額などを行います。

●「ノンスモーカー割引特約」の復活について

- ・保険料のお払込みがないまま効力を失った場合でも、失効した日から1年以内であれば、「ノンスモーカー割引特約」の復活を請求できます。

- ・復活を行う際に、被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当しないため、「ノンスモーカー割引特約」を復活することができずに「定期特約」を復活する場合には、復活後の「定期特約」の保険料率を通常の保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することができます。

●「ノンスモーカー割引特約」の保険期間満了後のお取扱について

- ・「ノンスモーカー割引特約」には、告知・診査を省略して更新するお取扱がありません。したがって、更新後の「定期特約」の保険料率は、通常の保険料率になります。ただし、「定期特約」の更新の際に告知・診査をあらためてお申出いただき、被保険者の喫煙状況が所定の基準に該当している場合には、「ノンスモーカー割引特約」を継続することができます。（更新時に「ノンスモーカー割引特約」を取扱っている場合に限ります。）

「災害死亡割増特約」について

「災害死亡割増特約」のしくみ・特長

*「災害死亡割増特約<正式名称:災害死亡割増特約[がん保険]>」は、「がん保険」(主契約)に付加する商品(特約)です。

<ご契約の例>

- ・保険期間: 10年



1. 不慮の事故による死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。
2. 感染症(巻末の別表51)による死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。

「災害死亡割増特約」の被保険者の型について

*「災害死亡割増特約」には、つぎの2種類の被保険者の型があります。

- ・配偶者型は、主契約が家族契約の場合に指定できます。

被保険者の型	「災害死亡割増特約」の被保険者の範囲
本人型	主契約の主たる被保険者(第1被保険者を含みます。以下同じ。)
配偶者型	主契約の主たる被保険者と同一戸籍に記載されている配偶者

●配偶者型について

*配偶者型の被保険者には、主契約の主たる被保険者が死亡した時に、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその配偶者と記載されていた方を含みます(ただし、その時以降再婚された方を除きます。)。

「災害死亡割増特約」の保険金のお支払について

* 保険金は、つぎのとおりお支払いします。

<災害死亡保険金>

お支払事由	保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき
お支払額	特約保険金額

<災害高度障害保険金>

お支払事由	保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に所定の高度障害状態になったとき ②所定の感染症によって所定の高度障害状態になったとき
お支払額	特約保険金額

* 所定の高度障害状態については巻末の別表3をご覧ください。

* 災害死亡保険金と災害高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●お受取人について

* 保険金のお受取人は、つぎのとおりです。

<災害死亡保険金>

被保険者の型	お受取人
本人型	主契約の主たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第1被保険者）の死亡保険金受取人
配偶者型	主契約の従たる被保険者（主契約が「がん保険〔2000〕」の場合は第2被保険者）のうちの配偶者の死亡保険金受取人

<災害高度障害保険金>

被保険者の型	お受取人
本人型	被保険者
配偶者型	被保険者

「災害死亡割増特約」の保険料の払込免除

- * 不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になった場合には、その後の「災害死亡割増特約」の保険料のお払込を免除します。
- * 傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になった場合には、その後の「災害死亡割増特約」の保険料のお払込を免除します。
(災害高度障害保険金が支払われる場合を除きます。)
- * 所定の高度障害状態については巻末の別表3を、所定の身体障害状態については巻末の別表4をご覧ください。
- * 保険料のお払込を免除している場合には、特約のご契約の内容の変更はお取扱いしません。
- * 約款に定める免責事由に該当した場合には、保険料のお払込を免除しません。

不慮の事故について

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。
(ただし、除外する事故(※)もあります。)

急激・偶発・外来の定義

急激	傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
偶発	傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意によるものは該当しません。)
外来	傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水（河川の氾濫による溺死、遊泳中の溺死） ・窒息 ・不慮の中毒（一酸化炭素中毒） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高山病 ・乗物酔い ・過度の運動による骨折や捻挫 ・熱中症（日射病・熱射病）

※ 除外する事故

疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまはその症状が増悪したとき
疾病的診断・治療上の事故	疾病的診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	①感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ②外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など ③洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎など

お支払いできない場合について

●お支払事由に該当しない場合

●免責事由に該当した場合

<「定期特約」保険金をお支払いできない場合>

*つぎのいずれかにより特約死亡保険金のお支払事由に該当した場合

- (1) 責任開始期（日）から3年以内の被保険者の自殺
- (2) 契約者または特約死亡保険金の受取人の故意
- (3) 戦争その他の変乱

*つぎのいずれかにより特約高度障害保険金のお支払事由に該当した場合

- (1) 契約者または被保険者の故意
- (2) 被保険者の自殺行為
- (3) 被保険者の犯罪行為
- (4) 戦争その他の変乱

<「災害死亡割増特約」保険金をお支払いできない場合>

*つぎのいずれかにより災害死亡保険金のお支払事由に該当した場合

- (1) 契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

*つぎのいずれかにより災害高度障害保険金のお支払事由に該当した場合

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間

に生じた事故

- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (7) 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波

ご注意

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金などを支払い、または削減して支払います。

●告知義務違反による解除の場合

●保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

●重大事由による解除の場合

 詳しくは、主契約の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

* この場合、すでにお払込いただいた保険料は払戻しません。

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

*生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

●「定期特約」の解約払戻金について

*生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の給付金・保険金・年金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合お払い込みいただいた保険料全額は戻りません。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、保険期間、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)

●「災害死亡割増特約」の解約払戻金について

*保険期間と保険料払込期間が同一の場合には、解約払戻金はありません。

特約の消滅など

●特約の消滅について

* つぎのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。

(1) 被保険者の型が本人型の場合

- ① ご本人が死亡したとき
- ② 主契約が解約などにより消滅したとき

(2) 被保険者の型が配偶者型の場合

- ① 配偶者が死亡したとき
- ② 異婚などにより配偶者についての被保険者の資格がなくなつたとき
- ③ 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
- ④ 主契約が解約などにより消滅したとき

* 本人型とあわせて配偶者型の特約をご契約している場合で、ご本人が死亡したときは、つぎのとおりとなります。

・配偶者型の特約はそのままご継続できます。この場合、配偶者型の特約についての保険料を、従来どおりお払い込みいただくことが必要です。

●配偶者の被保険者の資格について

* つぎに該当した場合には、その時から被保険者の資格がなくなります。

・主契約の主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の主たる被保険者の死亡による場合を除きます。

●主契約が無効とされた場合の特約のお取扱

* 主契約の責任開始日の前日以前に「がん」と診断確定されていたことにより主契約が無効とされた場合には、特約は同時に消滅し、消滅時までは効力があったものとします。ただし、特約が告知義務違反などにより解除される場合を除きます。

特約の更新

●「定期特約」「災害死亡割増特約」の更新について

* 特約の保険期間が年満期の場合、主契約が更新されたとき、または特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にあるときには、保険期間満了の日の翌日に、特約は自動的に更新されます。

* つぎのいずれかに該当する場合には、特約は更新されません。

- (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえるとき
- (2) 更新後の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき

* 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。ただし、上記(1)または(2)に該当する場合には、所定の範囲で更新後の保険期間を変更して更新することができます。

●更新後のご契約と保険料について

- * 更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。
- * 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は、通常、更新前より高くなります。
- * 更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとみなします。

●更新を希望しない場合

* 特約の更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

「指定代理請求特約」について

●「指定代理請求特約」のしくみ・特長

* 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるようにする特約です。

ご注意

この特約を付加した際には、ご契約者から指定代理請求人に対して、「指定代理請求人に指定されたこと」および「被保険者に代わって給付金などを請求できること」をお伝えください。

●代理請求の対象となる給付金など

1. 被保険者が受取人となる給付金など
2. 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

●代理請求できる場合

* 被保険者（※）が受取人となる給付金などについて、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できるのは、つぎの場合です。

- ・被保険者（※）が、事故や病気などにより、給付金などの請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・被保険者（※）が、がんなどの病名の告知や余命の告知を受けていない場合
- ・その他、これらに準じる状態であると当社が認めた場合

* ご請求に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

●代理請求できる方

* あらかじめつぎの範囲内で指定された指定代理請求人（1名）が、被保険者（※）に代わって給付金などを請求できます。

(1) 被保険者の戸籍上の配偶者

(2) 被保険者の直系血族

(3) 被保険者の3親等内の親族

(4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方

(5) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方

なお、(4)および(5)については、給付金などの請求の際に、会社所定の書類等によりその事実を確認できる場合に限り、被保険者に代わって給付金などを請求できます。

* ご契約者は、被保険者（※）の同意を得て、指定代理請求人の指定、変更または指定の撤回をすることができます。お手続に必要な書類については、巻末の別表1をご覧ください。

* ご契約が家族契約の場合または子供特約が付加されている場合、主たる被保険者／第1被保険者のご家族については指定代理請求人は指定できず、代理請求人がご家族に代わって給付金などを請求できます。

● 指定代理請求人が指定されていない場合など

* 被保険者（※）が受取人となる給付金などについて、被保険者が請求できない特別な事情があり、かつ、つぎに該当した場合は、代理請求人が被保険者に代わって給付金などを請求できます。

- ・ 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人の指定が撤回された場合、指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）
- ・ 指定代理請求人が請求時に「代理請求できる方」の範囲外である場合
- ・ 指定代理請求人に給付金などを請求できない特別な事情がある場合

※ 主たる被保険者または第1被保険者

* 代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・ 被保険者（※）と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ・ 上記に該当する配偶者がいない場合には、被保険者（※）と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- ・ 代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

※ 主たる被保険者または第1被保険者

* 主たる被保険者または第1被保険者のご家族の代理請求人はつぎの範囲内のいずれかの方となります。

- ・主たる被保険者または第1被保険者
- ・主たる被保険者または第1被保険者がいない場合には、支払事由に該当した被保険者と同居または生計を一にしている当該被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族
- ・代理請求人としての要件を満たしていると当社が認めた方

●留意点

1. 特約の付加に際して

- ・「指定代理請求特約」を付加した場合には、「リビング・ニーズ特約」または「配偶者リビング・ニーズ特約」に指定代理請求人による請求の規定があるときでも、それを適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を付加したときに撤回されるものとします。

2. 代理請求に際して

- ・故意に給付金などの支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた方または故意に給付金などの受取人を給付金などを請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ・給付金などの受取人が法人である場合は、代理請求は取り扱いません。

3. 代理請求により給付金などを支払った後について

- ・給付金などを指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後に重複してその給付金などの請求を受けても、お支払いしません。

ご注意

代理請求によって給付金などを支払った後に、ご契約者または被保険者からお問合せ・お申出を受けた場合、当社は事実に基づいてご回答・ご説明せざるを得ないことがあります。このような場合、当社は指定代理請求人または代理請求人にご契約者または被保険者への事情説明をお願いすることがあります。

その他生命保険に関するお知らせ

「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづく、他の生命保険会社などとの保険契約などに関する情報の共同利用について

*当社は、生命保険制度が健全に運営され、給付金・保険金・年金などのお支払が正しく確実に行われることを目的として、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」にもとづき、以下のとおり、当社の保険契約などに関する所定の情報を特定の者と共同して利用しています。

●「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」について

*当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社など」といいます。）とともに、保険契約・共済契約・特約の中途付加（以下、「保険契約など」といいます。）のお引受の判断または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にする目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の登録事項を共同して利用しています。

保険契約などのお申込があった場合には、当社は、(一社)生命保険協会に、保険契約などについて以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお受けできなかった場合には、その登録事項は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込があった場合または給付金・保険金・共済金などの請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受または給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にするために利用されることがあります。なお、登録の期間、お引受およびお支払の判断の参考にする期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日（以下、「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受および給付金・保険金・共済金などのお支払の判断の参考にする以外には使用しません。また、各生命保険会社などは、

この制度により知り得た内容を他に公開しません。

* 登録事項について

つぎの事項が登録されます。

- (1) ご契約者および被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額、災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類とその日額
- (4) 契約日、復活日、復旧日、増額日、特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態について相互に照会することができます。

* 当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、所定のお手続により、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して登録事項が取扱われている場合は、所定のお手続により、登録事項の利用の停止または第三者への提供の停止を求めるることができます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

* 「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

●「支払査定時照会制度」について

* 当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社など」といいます。）とともに、給付金・保険金・年金などのお支払の判断または保険契約もしくは共済契約など（以下、「保険契約など」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下、「お支払などの判断」といいます。）の参考にすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社などの保険契約などに関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しています。

給付金・保険金・年金などのご請求があった場合や、これらに関する保険事故が発生したと判断される場合には、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互

照会」といいます。) があります。

相互照会される情報は以下の相互照会事項に限定され、ご請求に関係する傷病名などの情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払などの判断の参考にするために利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。なお、照会を受けた各生命保険会社などに相互照会事項記載の情報が存在しなかった場合には、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

* 相互照会事項について

つぎの事項が相互照会されます。ただし、ご契約の消滅後 5 年を経過したご契約に関する事項は除きます。

- (1) 被保険者の氏名・生年月日・性別・住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の各事項は、照会を受けた日から 5 年以内のものとします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名と被保険者との続柄、給付金・保険金などの受取人の氏名と被保険者との続柄、給付金額・保険金額など、各特約の内容、保険料とその払込方法

* 相互照会事項中、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、給付金・保険金、給付金額・保険金額、保険料とあるのは、共済契約の場合にはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

* 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または給付金・保険金・年金などの受取人は、所定のお手続により、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合は、所定のお手続により、当該情報の利用の停止または第三者への提供の停止を求めるできます。それぞれのお手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

* 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、(一社)生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

約款・特約条項

<ご注意>

主契約の保険種類、保険期間、保険料払込期間等によって、お取り扱いできない特約がありますので、ご照会ください。

定期特約【がん保険】

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者が死亡した場合は特約死亡保険金を、所定の高度障害状態に該当した場合は特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1) 本人型	主契約の第1被保険者
(2) 配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）

- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対

応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金等を支払うときは、保険金等とともにその保険金等の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

1 この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいいます。

2 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つきの各号に定めるものをいいます。

(1) 急激

傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。

(2) 偶発

傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者にとって予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。

(3) 外来

傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

3 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

4 この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つきの各号に定めるところによります。

(1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。

(2) この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。

(3) 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。

(4) 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。

(5) 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。

(6) 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。

(7) 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。

(8) 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第5条＜特約保険金の支払＞

1 特約死亡保険金、特約高度障害保険金（以下、総称して「特約保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特約死亡保険金

特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	特約保険金額
受取人 支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	第2項に定める受取人 この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または特約死亡保険金の受取人の故意 ②責任開始期（この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内のこの特約の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

(2) 特約高度障害保険金

支払事由	この特約の被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わつて高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	特約保険金額
受取人	この特約の被保険者
免責事由	この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者またはこの特約の被保険者の故意 ②この特約の被保険者の自殺行為 ③この特約の被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

2 特約死亡保険金の受取人は、つぎのとおりとします。

(1) この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人（指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人）

(2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合

主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人（指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人）

3 特約死亡保険金の受取人が2人以上いる場合の特約死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。

- 4 特約高度障害保険金の請求前にこの特約の被保険者が死亡した場合は、特約高度障害保険金は支払わず、特約死亡保険金を特約死亡保険金の受取人に支払います。
- 5 特約高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 6 免責事由に該当して、特約死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意にこの特約の被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 7 特約死亡保険金の受取人が故意にこの特約の被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、特約死亡保険金の残額をその他の特約死亡保険金の受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 8 この特約の被保険者が、戦争その他の変乱によって特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 9 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために特約高度障害保険金が支払われないとときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになつたときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
- 10 第1項に定める支払事由にかかるわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知つていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかつたことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 11 特約高度障害保険金の受取人は第25条＜主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則＞および第26条＜新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則＞第2号を除き、この特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条＜特約の保険料の払込免除＞

- 1 この特約の被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険料払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当した場合は、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害状態に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。

- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があつたものとして取り扱います。

第7条＜特約の保険料の払込を免除しない場合＞

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失
 - (2) この特約の被保険者の犯罪行為
 - (3) この特約の被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) この特約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) この特約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) この特約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱

- 2 この特約の被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって身体障害状態に該当した場合でも、身体障害状態に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、前項の規定にかかわらず、会社は、この特約の保険料の払込を免除することができます。

第8条＜特約保険金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約保険金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第10条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の未払込保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮す

ことがあります。

- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第13条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条＜特約保険金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向って特約保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により特約保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第16条＜特約の消滅＞

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞第2項の規定に該当したとき
 - (3) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 前2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号または前項第1号の場合を除きます。

第17条＜主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されて

いたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、この特約は同時に消滅し、消滅時までは効力があったものとします。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、本条の規定は適用しません。
 - (1) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によりこの特約が解除されるとき
 - (2) 主約款の詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効の規定の準用によりこの特約が取消しまたは無効とされるとき

第18条<特約の払戻金>

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第19条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条<特約の更新>

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合で、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときには、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日におけるこの特約の被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかつたときは、

- この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかつときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 9 第5条＜特約保険金の支払＞、第6条＜特約の保険料の払込免除＞および第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 10 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 11 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 12 この特約が更新された場合は、第18条＜特約の払戻金＞を「この特約の解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
- 13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 14 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第21条＜契約内容の登録＞

- 1 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、つきの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
- (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) この特約の契約日（この特約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、この特約の契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があ

った場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。

- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができます。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第24条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の契約日から5年間（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第24条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、第1条＜特約の締結および責任開始期＞第3項の規定にかかわらず、「この特約の契約日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。

① 月払契約の場合

主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、

その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。)

② 半年払契約の場合

主契約の半年単位の契約応当日

③ 年払契約の場合

主契約の年単位の契約応当日

- (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
- (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
- (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定めるこの特約の契約日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
- (2) 前号に定める責任開始期の属する日からこの特約の契約日の前日までの間に特約保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日をこの特約の契約日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
- (3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
 - ① 主契約の保険期間が終身で定めてあるとき
この特約の契約日におけるこの特約の被保険者の満年齢により計算します。
 - ② 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるとき
この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）におけるこの特約の被保険者の満年齢により計算します。
- (4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (5) 第18条＜特約の払戻金＞を、つぎのとおり読み替えます。

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。ただし、主契約の保険期間が終身以外で定めてあるときは、この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。

- (6) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第25条＜主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則＞

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、第5条＜特約保険金の支払＞第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。

第26条＜新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則＞

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞第1項および第2項、第5条＜特約保険金の支払＞第2項第1号ならびに第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合（主契約が家族契約のときには、保険契約者が主契約のすべての被保険者の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合）には、第5条＜特約保険金の支払＞第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者を特約高度障害保険金の受取人とします。
- (3) 第5条＜特約保険金の支払＞第2項第2号中、「主契約の第2被保険者」とあるのを「主契約の従たる被保険者」と読み替えます。
- (4) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

第27条＜がん保険【無解約払戻金型】、がん保険【終身・無解約払戻金型A】、がん保険【終身・無解約払戻金型B】に付加する場合の特則＞

（記載省略）

＜附則＞

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

災害死亡割増特約〔がん保険〕

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、この特約の被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合は災害死亡保険金を、不慮の事故または感染症により所定の高度障害状態に該当した場合は災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。
- この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞

- 保険契約者は、この特約の締結の際、つきのいずれかのこの特約の被保険者の型を指定してください。ただし、配偶者型を指定する場合は、主契約が家族契約であることを要します。

被保険者の型	この特約の被保険者の範囲
(1)本人型	主契約の第1被保険者
(2)配偶者型	主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されている者（主契約の第1被保険者の死亡時に、主契約の第1被保険者と同一戸籍にその配偶者として記載されていた者で、この特約の締結時まで新たに婚姻をしていない者を含みます。）

- この特約の被保険者の型が配偶者型の場合で、この特約の締結後、この特約の被保険者が主契約の第1被保険者と同一戸籍でなくなったときには、その時からこの特約の被保険者としての資格を失います。ただし、主契約の第1被保険者の死亡による場合を除きます。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。なお、月払契約で前納する場合、この特約の保険料については、会社所定の割引率で割り引きます。
- 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとします。
- 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除

事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。) については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金等を支払うときは、保険金等とともにその保険金等の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜不慮の事故および不慮の事故による傷害の定義＞

- この特約において「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「不慮の事故による傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による傷害をいいます。
- 前項において「急激」、「偶発」および「外来」とは、つきの各号に定めるものをいいます。
 - 急激**
傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
 - 偶発**
傷害の原因となった事故または傷害の発生がこの特約の被保険者にとって予見できないことをいい、この特約の被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
 - 外来**
傷害の原因がこの特約の被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。
- 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。
- この特約に定める不慮の事故による傷害については、前3項のほか、つきの各号に定めるところによります。
 - 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含みます。
 - この特約の被保険者に施された医療行為による傷害は除きます。
ただし、第1項に定める不慮の事故による傷害の治療のための医療行為による傷害はこの限りではありません。
 - 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息は除きます。
 - 感染性食中毒およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は除きます。
 - 外用薬もしくは薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは除きます。
 - 洗剤、油脂、グリースまたは溶剤その他の化学物質による皮膚炎などは除きます。
 - 日射病・熱射病などの過度の高温中の気象条件によるもの、高山病などの気圧の変化によるもの、乗り物酔いおよび飢餓・渴は除きます。
 - 過度な努力や激しい運動中の過度の肉体行使、騒音暴露および振動は除きます。

第5条＜特約保険金の支払＞

- 災害死亡保険金、災害高度障害保険金（以下、総称して「特約保険

金」といいます。) の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 災害死亡保険金

特約保険金を支払う場合(以下、「支払事由」といいます。)	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期(この特約の復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。)以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ②責任開始期以後に発病した別表51に定める感染症(以下、「感染症」といいます。)を直接の原因として死亡したとき
支払額	特約保険金額
受取人	第2項に定める受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)	この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者、この特約の被保険者または災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ②この特約の被保険者の犯罪行為 ③この特約の被保険者の精神障害を原因とする事故 ④この特約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤この特約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥この特約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦地震、噴火または津波 ⑧戦争その他の変乱

(2) 災害高度障害保険金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に別表3に定める高度障害状態(以下、「高度障害状態」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。 ②責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として、高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	特約保険金額
受取人	この特約の被保険者

免責事由	<p>この特約の被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>①保険契約者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>②この特約の被保険者の犯罪行為</p> <p>③この特約の被保険者の精神障害を原因とする事故</p> <p>④この特約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>⑤この特約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>⑥この特約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>⑦地震、噴火または津波</p> <p>⑧戦争その他の変乱</p>
------	---

2 災害死亡保険金の受取人は、つぎのとおりとします。

(1) この特約の被保険者の型が本人型の場合

主契約の第1被保険者の死亡保険金受取人（指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人）

(2) この特約の被保険者の型が配偶者型の場合

主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人（指定のない場合は、この特約の被保険者の死亡時の法定相続人）

3 災害死亡保険金の受取人が2人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。

4 災害高度障害保険金の請求前にこの特約の被保険者が死亡した場合は、災害高度障害保険金は支払わず、災害死亡保険金を災害死亡保険金の受取人に支払います。

5 災害高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。

6 灾害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失によりこの特約の被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の災害死亡保険金の受取人に支払います。

7 この特約の被保険者が、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。

8 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために災害高度障害保険金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき（不慮の事故を直接の原因とする場合については、当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして災害高度障害保険金を支払います。

9 灾害高度障害保険金の受取人は第24条＜主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則＞および第25条＜新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則＞第2号を除き、支払事由に該当したこの特約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第6条＜特約の保険料の払込免除＞

1 この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、

会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 災害高度障害保険金が支払われる場合を除き、この特約の被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険料払込期間中に高度障害状態に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となつた傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
 - (2) この特約の被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険料払込期間中に別表4に定める身体障害の状態（以下、「身体障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の不慮の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって身体障害状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つきのとおりとします。
- (1) この特約の契約内容の変更に関する規定は適用しません。
 - (2) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があつたものとして取り扱います。

第7条＜特約の保険料の払込を免除しない場合＞

- 1 前条第1項第1号の規定にかかわらず、この特約の被保険者が、つきの各号のいずれかにより高度障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。ただし、第4号にあっては、その原因による高度障害状態に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者の故意
 - (2) この特約の被保険者の自殺行為
 - (3) この特約の被保険者の犯罪行為
 - (4) 戦争その他の変乱
- 2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、この特約の被保険者が、つきの各号のいずれかにより身体障害状態に該当した場合には、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。ただし、第7号または第8号にあっては、その原因による身体障害状態に該当するこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときは、会社は、この特約の保険料の払込を免除することができます。
 - (1) 保険契約者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失
 - (2) この特約の被保険者の犯罪行為
 - (3) この特約の被保険者の精神障害を原因とする事故
 - (4) この特約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - (5) この特約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - (6) この特約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - (7) 地震、噴火または津波
 - (8) 戦争その他の変乱

第8条＜特約保険金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所＞

この特約の特約保険金または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第10条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約上の責任を負います。
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第11条＜特約の保険期間、保険料払込期間の変更＞

- 1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することができます。
- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することができます。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の第1被保険者」と読み替えます。

第13条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条＜特約保険金額の減額＞

- 1 保険契約者は、将来に向って特約保険金額を減額することができま
す。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下
まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、前項の請求をするときは、必要書類（別表1）を会
社に提出してください。
- 3 つぎの各号のいずれかに該当し、特約保険金額が会社の定める限度
をこえたときは、特約保険金額を会社の定める限度まで減額します。
 - (1) 主契約に付加されているこの特約と特約の被保険者の型が同一の
定期特約〔がん保険〕の特約保険金額が減額されたとき
 - (2) 主契約に付加されているこの特約と特約の被保険者の型が同一の
終身特約〔がん保険〕の特約保険金額が減額されたとき
 - (3) 前2号に定める特約が消滅したとき
- 4 本条の規定により特約保険金額を減額した場合には、減額分は解約
されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第16条＜特約の消滅＞

- 1 この特約の被保険者の型が本人型の場合、つぎの各号のいずれかに
該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 2 この特約の被保険者の型が配偶者型の場合、つぎの各号のいずれか
に該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) この特約の被保険者が死亡したとき
 - (2) 第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞第2項の規
定に該当したとき
 - (3) 主契約が家族契約から個人契約に変更されたとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- 3 前2項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特
約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただ
し、第1項第1号または前項第1号の場合を除きます。

第17条＜主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定され たことにより、主契約が無効とされた場合の取扱＞

- 1 主約款の第8条＜責任開始日の前日以前にがんと診断確定されて
いた場合＞の規定により主契約が無効とされた場合には、この特約は同
時に消滅し、消滅時までは効力があったものとします。この場合、会
社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払
います。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合に
は、本条の規定は適用しません。
 - (1) 告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定により
この特約が解除されるとき
 - (2) 主約款の詐欺による取消しまたは不法取得目的による無効の規定
の準用によりこの特約が取消しまたは無効とされるとき

第18条＜特約の解約払戻金＞

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、こ
の特約の解約払戻金はありません。
- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、こ
の特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約に
おいて、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）によ
り計算します。

第19条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条＜特約の更新＞

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了日の前にある場合で、あらかじめ保険契約者から別段の申出がないときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとします。
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日におけるこの特約の被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、ならびに猶予期間中に保険事故が発生した場合の規定を準用します。
- 6 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかつたときは、この特約の更新はなかつたものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 7 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかつたときは、この特約の更新はなかつたものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
- 8 第5条＜特約保険金の支払＞、第6条＜特約の保険料の払込免除＞および第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
- 9 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 10 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 11 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 12 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約

と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第21条＜契約内容の登録＞

- 1 会社は、保険契約者およびこの特約の被保険者の同意を得て、つきの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびにこの特約の被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活が行われた場合は、最後の復活日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者またはこの特約の被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第22条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第24条＜主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則＞

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、第5条＜特約保険金の支払＞第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。

第25条＜新がん保険、がん定期保険に付加する場合の特則＞

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条＜特約の被保険者の型および被保険者の範囲＞第1項および第2項、第5条＜特約保険金の支払＞第2項第1号ならびに第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞中、「主契約の第1被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合（主契約が家族契約のときには、保険契約者が主契約のすべての被保険者の給付金受取人および死亡保険金受取人の場合）には、第5条＜特約保険金の支払＞第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者を災害高度障害保険金の受取人とします。
- (3) 第5条＜特約保険金の支払＞第2項第2号中、「主契約の第2被保険者」とあるのを「主契約の従たる被保険者」と読み替えます。
- (4) 主契約が分割された場合には、この特約も会社の定める範囲で分割されるものとします。ただし、この特約のみの分割は取り扱いません。

＜附則＞

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

リビング・ニーズ特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の保険料の払込＞

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、その特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
- 4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 5 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受

けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。）の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 9 主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 10 リビング・ニーズ保険金の受取人は第8項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>

- 1 被保険者が、つきのいずれかによりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項に定める指定代理請求人の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によってリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、主契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第8条<指定代理請求人の変更>の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、リビング・ニーズ保険金の受取人の代理人としてリビング・ニーズ保険金の請求をすることができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社がリビング・ニーズ保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月経過し

た日に当該部分が消滅したものとして計算します。

第6条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第8条＜指定代理請求人の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条＜リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所＞第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第10条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第11条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第12条＜特約の消滅＞

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第13条＜特約の解約払戻金＞

この特約の解約払戻金はありません。

第14条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条＜特約の更新＞

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第16条＜管轄裁判所＞

リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第18条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第19条＜主契約に定期特約、遞減定期特約、遞増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則＞

(記載省略)

第20条＜主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合の特則＞

(記載省略)

第21条＜主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則＞

(記載省略)

第22条＜主契約が終身保険〔無選択型〕の場合の特則＞

(記載省略)

第23条＜主契約が三大疾病保障終身保険の場合の特則＞

(記載省略)

第24条＜主契約が三大疾病保障付終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則＞

(記載省略)

第25条＜主契約が終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則＞

(記載省略)

第26条＜主契約が新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合の特則＞

- 1 この特約を新がん保険、がん定期保険またはがん保険〔2000〕に付加する場合には、特約の被保険者の型が本人型の定期特約〔がん保険〕および終身特約〔がん保険〕の全部または一部（本特約を通じて「死亡特約〔がん保険〕」といいます。）が付加されていることを要します。
- 2 この特約をがん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加する場合には、死亡特約〔がん保険〕が付加されていることを要します。
- 3 この特約を新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項中、「主契約の被保険者（以下、被保険者といいます。）」とあるのを「死亡特約〔がん保険〕の被保険者（以下、被保険者といいます。）」と読み替えます。
 - (2) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約が新がん保険またはがん定期保険の場合
会社が主契約（死亡特約〔がん保険〕）を含みます。以下、本号において同じ。）の第1回保険料（第1回保険料相当額も含みます。）を受け取った時か、主契約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- (2) 主契約ががん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合
主契約の保険期間の始期と同一とします。

- (3) 第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞を、つぎのとおり読み替えます。

第3条＜リビング・ニーズ保険金の支払＞

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）における死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額を合計した金額（以下、本号において「死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額」といいます。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 前項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、これらの特約の特約保険金額から指定されたものとします。
- 4 死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額の全部が指定保険金額

として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、死亡特約〔がん保険〕は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。

- 5 死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、死亡特約〔がん保険〕は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。
- 6 前項の場合、死亡特約〔がん保険〕の特約条項における特約保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 7 会社は、死亡特約〔がん保険〕の特約保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 8 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 9 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、死亡特約〔がん保険〕の特約保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 10 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡特約〔がん保険〕の死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 11 リビング・ニーズ保険金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

- (4) 第4条＜リビング・ニーズ保険金を支払わない場合＞第2項中、「主契約」とあるのを「死亡特約〔がん保険〕」と読み替えます。
- (5) 第5条＜リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所＞第4項中、「主約款」とあるのを「主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）」と読み替えます。
- (6) 第12条＜特約の消滅＞に定めるほか、死亡特約〔がん保険〕がすべて消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (7) 死亡特約〔がん保険〕に定期特約〔がん保険〕が含まれている場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約〔がん保険〕の保険期間の満了（当該特約の特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内であるときには、当該特約については、この特約は適用しません。
- (8) 主契約に特約の被保険者の型が本人型の災害死亡割増特約〔がん保険〕（以下、本号において「災害死亡割増特約〔がん保険〕」といいます。）が付加されている場合には、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額の減額の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額が減額され、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額が会社の定める限度をこえたときでも、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額は減額されないものとします。

第27条＜主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕の場合の特則＞

（記載省略）

第28条<主契約が引受基準緩和型医療保険の場合の特則>
(記載省略)

第29条<主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の場合の特則>
(記載省略)

第30条<主契約が引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕、引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕の場合の特則>

(記載省略)

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

配偶者リビング・ニーズ特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の特約死亡保険金の全部または一部にかえて、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の第2被保険者のうちの配偶者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。ただし、主契約に特約の被保険者の型が配偶者型の定期特約〔がん保険〕および終身特約〔がん保険〕の全部または一部（以下、「配偶者死亡特約」といいます。）が付加されていることを要します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の保険期間の始期と同一とします。

第2条<特約の保険料の払込>

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条<配偶者リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、配偶者リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 配偶者リビング・ニーズ保険金の支払額は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）におけるつぎの各号の金額を合計した金額（以下、「配偶者死亡特約の特約保険金額」といいます。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
 - (1) 特約の被保険者の型が配偶者型の定期特約〔がん保険〕の特約保険金額
 - (2) 特約の被保険者の型が配偶者型の終身特約〔がん保険〕の特約保険金額
- 3 前項に定める指定保険金額は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日における定期特約〔がん保険〕および終身特約〔がん保険〕の特約保険金額のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、これらの特約の特約保険金額から指定されたものとします。
- 4 配偶者死亡特約の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定され、配偶者リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、配偶者死亡特約は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 5 配偶者死亡特約の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、配偶者リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、配偶者死亡特約は、指定保険金額分だけ配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、配偶者死亡特約の特約条項における特約保険金額の減額に関する規定にかかわらず、

- その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 6 会社は、配偶者死亡特約の特約保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、配偶者リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後に配偶者リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
 - 7 配偶者リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - 8 配偶者リビング・ニーズ保険金を支払う前に、配偶者死亡特約の特約保険金の請求を受けた場合には、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、配偶者リビング・ニーズ保険金は支払いません。
 - 9 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人とします。
 - 10 配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第4条＜配偶者リビング・ニーズ保険金を支払わない場合＞

- 1 被保険者が、つぎのいずれかにより配偶者リビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合には、会社は、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条＜配偶者リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所＞第2項に定める指定代理請求人の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によって配偶者リビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、配偶者死亡特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、会社は、その程度に応じ、配偶者リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条＜配偶者リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所＞

- 1 配偶者リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が配偶者リビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第9条＜指定代理請求人の変更＞の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人の代理人として配偶者リビング・ニーズ保険金の請求をすることができます。ただし、配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社が配偶者リビング・ニーズ保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して配偶者リビング・ニーズ

保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

- 4 配偶者リビング・ニーズ保険金の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月経過した日に当該部分が消滅したものとして計算します。

第6条＜身体診査、病歴確認等＞

- 1 会社は、配偶者リビング・ニーズ保険金の請求があった場合で、支払等の判断にあたって事実関係が不明確なときなどには、事実の確認を行い、また、被保険者について会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- 2 会社は、事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または配偶者リビング・ニーズ保険金の受取人（指定代理請求人が代理人として配偶者リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。）が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、配偶者リビング・ニーズ保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第7条＜特約の失効＞

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第8条＜特約の復活＞

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があつたものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第9条＜指定代理請求人の変更＞

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条＜配偶者リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所＞第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に对抗することができません。

第10条＜告知義務および告知義務違反による解除＞

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第11条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者の

いずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第12条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第13条＜特約の消滅＞

つきの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) 配偶者リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 配偶者死亡特約がすべて消滅したとき
- (3) 主契約が消滅したとき

第14条＜特約の解約払戻金＞

この特約の解約払戻金はありません。

第15条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第16条＜特約の更新＞

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第17条＜管轄裁判所＞

配偶者リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第19条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。ただし、主契約に配偶者死亡特約が付加されていることを要します。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第20条＜配偶者死亡特約に定期特約【がん保険】が含まれている場合の特則＞

配偶者死亡特約に定期特約【がん保険】が含まれている場合で、配

配偶者リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約〔がん保険〕の保険期間の満了（定期特約〔がん保険〕の特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内であるときには、当該特約については、この特約は適用しません。

第21条＜主契約に特約の被保険者の型が配偶者型の災害死亡割増特約〔がん保険〕が付加されている場合の特則＞

主契約に特約の被保険者の型が配偶者型の災害死亡割増特約〔がん保険〕（以下、本条において「災害死亡割増特約〔がん保険〕」といいます。）が付加されている場合には、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額の減額の規定にかかわらず、配偶者リビング・ニーズ保険金の支払により配偶者死亡特約の特約保険金額または特約基準年金額が減額され、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額が会社の定める限度をこえたときでも、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額は減額されないものとします。

第22条＜主契約が新がん保険、がん定期保険の場合の特則＞

この特約を新がん保険またはがん定期保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項中、「主契約の第2被保険者」とあるのを「主契約の従たる被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、会社が主契約（配偶者死亡特約を含みます。以下、本項において同じ。）の第1回保険料（第1回保険料相当額も含みます。）を受け取った時か、主契約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。

- (3) 第3条＜配偶者リビング・ニーズ保険金の支払＞第9項中、「主契約の第2被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の従たる被保険者のうちの配偶者の死亡保険金受取人」と読み替えます。

＜附則＞

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

非喫煙割引特約

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加した主契約および主特約の保険料の割引を行う取扱について規定したものです。

第1条<特約の締結>

この特約は、つぎの保険契約等を締結または更新する際に、主契約または主特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の喫煙状況が会社の定める基準に適合する場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約または主特約それぞれに付加して締結します。

- (1) 会社の定める主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）
- (2) 会社の定める特約の全部または一部（以下、「主特約」といいます。）

第2条<主契約または主特約の保険料率>

この特約を付加した主契約または主特約の保険料率は、非喫煙保険料率とします。

第3条<特約の保険期間>

この特約の保険期間は、この特約を付加した主契約または主特約の保険期間と同一とします。

第4条<特約の失効>

主契約または主特約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第5条<特約の復活>

- 1 被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主契約または主特約の復活請求の際、この特約の復活の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または主特約の特約条項の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。
- 3 被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主約款または主特約の特約条項の規定により主契約または主特約の復活が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むこ

とを要します。

第6条<特約の復旧>

- 1 被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主特約の復旧請求の際、この特約の復旧の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主特約の特約条項の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 被保険者の喫煙状況が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主特約の復旧が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

第7条<喫煙状況に関する告知義務>

この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、被保険者の過去1年間の喫煙状況に關し告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第8条<喫煙状況に関する告知義務違反による特約の解除>

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向つてこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、主契約もしくは主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、主契約もしくは主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または主契約もしくは主特約の保険金等の受取人が証明したときは、会社は、この特約の解除を行いません。
- 4 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約もしくは主特約の保険金等の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によりこの特約が解除された場合は、会社の定める方法で、主契約または主特約の保険金額を減額します。

ただし、主契約もしくは主特約の保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生前にこの特約が解除された場合は、すでに払い込んだ主契約または主特約の保険料について、この特約を付加しなかった場合の主契約または主特約の保険料との差額を徴収する方法により処理することがあります。

- 6 本条によるこの特約の解除をできない場合については、主約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第9条<喫煙状況に関する検査>

この特約の締結、復活または復旧の際、会社は、被保険者の喫煙状況に関する会社の定める検査を求めます。

第10条<喫煙状況に関する検査において不正を行った場合の取扱>

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の喫煙状況に関する検査において、不正を行った場合には、会社は、将来に向ってこの特約を解除することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解除された場合は、第8条<喫煙状況に関する告知義務違反による特約の解除>第2項、第4項および第5項の規定を準用します。

第11条<特約の解約>

この特約のみの解約は取り扱いません。

第12条<この特約を付加した主契約または主特約の解約払戻金>

この特約を付加した主契約または主特約の解約払戻金は、第2条<主契約または主特約の保険料率>に規定する保険料率に応じて計算します。

第13条<特約の更新>

この特約の更新は取り扱いません。

第14条<主約款または主特約の特約条項の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款または主特約の特約条項の規定を準用します。

指定代理請求特約

(2018年4月2日制定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない所定の事情がある場合等に、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって請求を行うことを可能とすることを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際または締結した後に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約を締結した後にこの特約を付加する場合には、会社がこの特約の付加を承諾した日をこの特約の付加日とします。

第2条＜特約の対象となる給付金等＞

この特約の対象となる給付金等（以下、「給付金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「付加特約」といいます。）の給付のうち、つぎのとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である給付金（保険金、一時金、年金、祝金、支援金を含み、名称の如何を問いません。以下同じ。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条＜指定代理請求人の指定＞

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者（以下、「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。

- (1) つぎの範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号のほか、つぎの範囲内のものを指定できます。ただし、第4条第1項による請求の際には、必要書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、第4条第1項各号に定める特別な事情があると会社が認めることを要します。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第4条＜指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求＞

- 1 給付金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が給付金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表1）を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
 - (1) 給付金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合

- (3) その他前2号に準じる状態（給付金等の受取人が死亡した場合を除きます。）であると会社が認めた場合
- 2 前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内であることを要します。
- 3 紙付金等の受取人に給付金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が請求時に第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲外である場合もしくは指定されていない場合（第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞の規定により指定代理請求人が撤回された場合および指定代理請求人が死亡している場合を含みます。）または指定代理請求人に給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、つぎの各号に定めるいずれかの者（以下、「代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）を提出して、会社の承諾を得て、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。
- (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 前号に該当する配偶者がいない場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている3親等内の親族
- (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者
- 4 本条の規定により会社が給付金等を指定代理請求人または代理請求人に支払った場合には、その後重複してその給付金等の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 5 主約款および付加特約の特約条項の身体診査、病歴確認等の規定に定めるほか、会社は、事実の確認に際し、指定代理請求人または代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金の支払または保険料の払込免除を行いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。
- 6 本条の規定にかかわらず、故意に給付金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人および代理請求人としての取扱を受けることができません。

第5条＜指定代理請求人の変更および指定の撤回＞

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は第3条＜指定代理請求人の指定＞に定める範囲内で指定することを要します。
- 2 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- 3 保険契約者が、前2項の変更または撤回を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第1項の変更または第2項の撤回は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条＜告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知＞

主契約または付加特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款および特約条項の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または代理請求

人に解除の通知をします。

第7条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

第8条<特約の消滅>

- 1 主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- 2 この特約の消滅前に支払事由に該当した給付金等については、第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>の規定を適用します。

第9条<主約款、特約条項の代理請求に関する規定の不適用>

この特約を附加した場合には、主約款または附加特約の特約条項に指定代理請求人または代理請求人による請求に関する規定があるときでも、当該規定を適用しません。また、その規定によって指定代理請求人が指定されていた場合には、その指定代理請求人の指定はこの特約を附加したときに撤回されるものとします。

第10条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第11条<主契約ががん保険の場合の取扱>

- 1 この特約をがん保険〔昭和49年10月制定〕、新がん保険、がん定期保険またはがん保険〔2000〕に附加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結>第1項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者または第1被保険者」と読み替えます。
 - (2) 主たる被保険者または第1被保険者以外の被保険者(以下、「主たる被保険者等の家族」といいます。)については、指定代理請求人の指定はできません。
 - (3) 支払事由に該当した被保険者が主たる被保険者等の家族の場合で、給付金等の受取人が第4条<指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求>第1項に定める状態に該当したときには、同条第3項の規定をつぎのとおり読み替えて適用します。

- | |
|---|
| 3 つぎの各号に定めるいずれかの者(以下、「代理請求人」といいます。)が、必要書類(別表1)を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等の請求をすることができます。 |
| (1) 主たる被保険者または第1被保険者 |
| (2) 主たる被保険者または第1被保険者がいない場合には、支払事由に該当した被保険者と同居または生計を一にしている当該被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族 |
| (3) 代理請求人としての要件を満たしていると会社が認めた者 |

- 2 この特約を新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に附加した場合で、主約款の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合の規定により主契約が無効とされたときには、この特約は同時に消滅し、消滅時までは効力があったものとします。
- 3 この特約をがん保険〔昭和49年10月制定〕に附加した場合で、その後主契約の主たる被保険者の変更が行われたときには、新たに主たる被

保険者になった者については指定代理請求人による請求に関する規定は適用せず、第1項の規定を適用します。

第12条＜主契約が新医療保険、疾病入院保険の場合の取扱＞ (記載省略)

第13条＜主契約が5年ごと利差配当付こども保険、こども保険 [2009] の場合の取扱＞ (記載省略)

第14条＜主契約に総合介護保障移行特約などが付加されている場 合の取扱＞

(記載省略)

＜附則＞

1. 本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型およびG型を総称したものといたします。
2. 本特約において、「子供特約」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型および子供特約[2000]を総称したものといたします。
3. 平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」、「子供特約」は、A型とみなします。

別表

別表1 請求書類

<定期特約〔がん保険〕>

1. 特約保険金等の請求書類

項目	必要書類
特約死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検査書）・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
特約高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の診断書・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要）・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合）・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合）・会社所定の様式による医師の診断書・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約保険金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

<災害死亡割増特約【がん保険】>

1. 特約保険金等の請求書類

項目	必要書類
災害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書）・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合）・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合）・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
災害高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の診断書・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合）・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合）・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要）・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
特約の保険料の払込免除	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・受傷事情書および交通事故証明書（交通事故の場合）・受傷事情書（交通事故以外の不慮の事故の場合）・会社所定の様式による医師の診断書・この特約の被保険者の型が本人型の場合は、この特約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・この特約の被保険者の型が配偶者型の場合は、この特約の被保険者の戸籍抄本・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約保険金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

<リビング・ニーズ特約>

1. リビング・ニーズ保険金の請求書類

項目	必要書類
リビング・ニーズ保険金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の診断書・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の診断書・被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券
指定代理請求人の変更	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

<配偶者リビング・ニーズ特約>

1. 配偶者リビング・ニーズ保険金の請求書類

項目	必要書類
配偶者リビング・ニーズ保険金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の診断書・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本）・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
配偶者リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の診断書・被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券
指定代理請求人の変更	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表1 請求書類

<指定代理請求特約>

1. 納付金等の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求による納付金等の支払	<ul style="list-style-type: none">・主約款または付加特約の特約条項に定める納付金等の請求書類・指定代理請求人の住民票と印鑑証明書・被保険者（5年ごと利差配当付こども保険またはこども保険〔2009〕の保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下同じ。）と指定代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本・被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し・指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し・納付金等の受取人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類
代理請求による納付金等の支払	<ul style="list-style-type: none">・主約款または付加特約の特約条項に定める納付金等の請求書類・代理請求人の住民票と印鑑証明書・被保険者と代理請求人の続柄が確認できる戸籍謄本・被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写し・納付金等の受取人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類・指定代理請求人が納付金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
指定代理請求人の変更等 ・指定代理請求人の変更 ・指定代理請求人の撤回 ・特約の解約	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<備考>

〔別表3 対象となる高度障害状態〕について

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正規力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

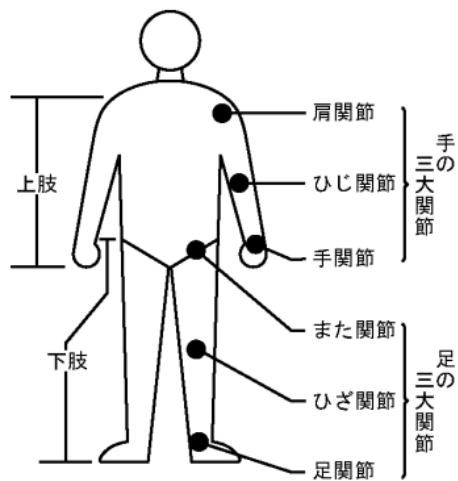
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



別表4 対象となる身体障害状態

対象となる身体障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 10手指の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

＜備考＞

〔別表4 対象となる身体障害状態〕について

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

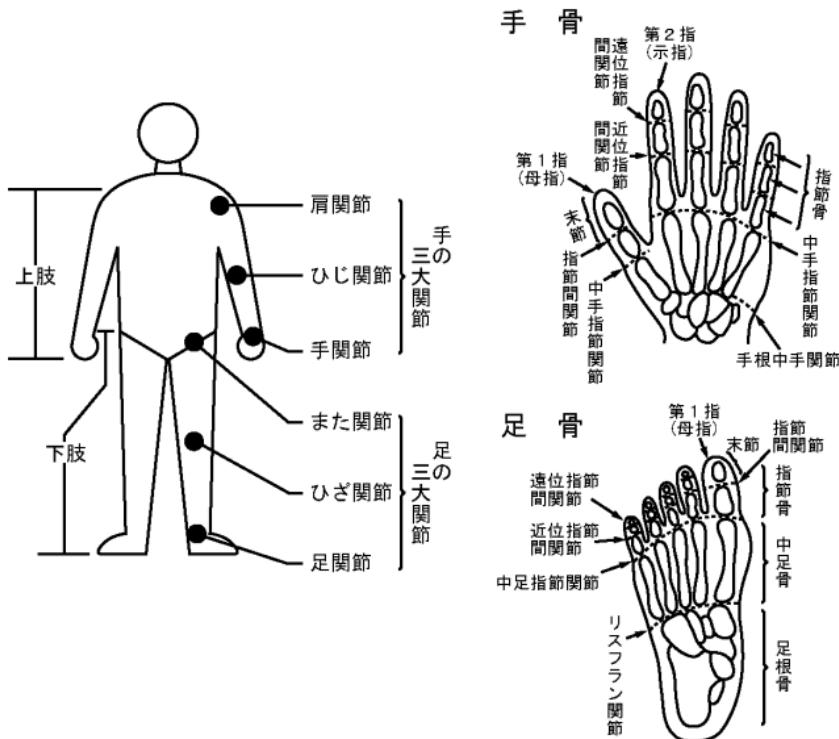
- 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、

または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

身体部位の名称はつきの図のとおりとします。



別表51 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要（ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4

解約払戻金額例表

● 「定期特約〔がん保険〕」

1. 「非喫煙割引特約」を付加していない場合

(1) 男性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 險 期 間 込 期 間	經 払 過 込 年 年 數 數 ·	年 齡					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10	1	0	0	0	0	79	8,882
年	2	0	0	0	0	4,808	20,684
滿	3	0	0	0	1,373	8,769	30,400
期	5	0	0	1,095	3,391	13,763	42,193
	7	0	0	1,434	3,607	13,570	40,410
	10	0	0	0	0	0	0

(2) 女性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 險 期 間 込 期 間	經 払 過 込 年 年 數 數 ·	年 齡					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10	1	0	0	0	0	0	4,150
年	2	0	0	0	0	989	10,482
滿	3	0	0	0	0	2,657	15,705
期	5	0	0	144	165	4,760	22,042
	7	0	0	524	539	4,824	21,206
	10	0	0	0	0	0	0

2. 「非喫煙割引特約」を付加している場合（非喫煙保険料率）

(1) 男性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 保 險 險 料 期 払 間 込 ・ 期 間	經 払 過 込 年 年 數 數 ・	年 齡					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10	1	0	0	0	0	0	5,444
	2	0	0	0	0	1,403	13,914
年	3	0	0	0	0	3,569	20,858
滿	5	0	0	0	656	6,227	28,246
期	7	0	0	211	1,330	6,482	26,112
	10	0	0	0	0	0	0

(2) 女性

(本人型・配偶者型共通／特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 保 險 險 料 期 払 間 込 ・ 期 間	經 払 過 込 年 年 數 數 ・	年 齡					
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
10	1	0	0	0	0	0	2,614
	2	0	0	0	0	0	7,571
年	3	0	0	0	0	985	11,628
滿	5	0	0	0	0	2,491	15,828
期	7	0	0	126	285	2,859	14,502
	10	0	0	0	0	0	0

●MEMO

●MEMO

●MEMO

●MEMO

- つぎのような場合には、募集代理店またはアフラックコールセンターにご連絡ください。

1. 通信先の変更

- ・ 転居により、住所が変わったとき
- ・ 町名、番地などが変わったとき

2. お受取人の変更

- ・ 結婚などにより、お受取人を変更したいとき
- ・ お受取人が死亡したとき

3. ご契約者の変更

- ・ ご契約者が死亡したとき

4. 名義の変更

- ・ 結婚・養子縁組などにより、姓が変わったとき
- ・ 名前を変えたとき

5. 保険証券の再発行

- ・ 保険証券を紛失したとき

アフラックコールセンター

☎ 0120-5555-95 (月曜日は電話が込み合うことがあります。)

※ご連絡の際には、保険証券に記載された証券番号、ご契約者と被保険者の氏名・生年月日・ご住所をお知らせください。

指定紛争解決機関について

- 指定紛争解決機関（ADR機関）は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



給付金等ご請求手続きの流れ

給付金等の支払事由に該当された場合は請求のお手続きが必要です。万一、給付金等の支払事由に該当された場合は、次のとおりお手続きください。

1

まず、担当代理店までご連絡ください。

※患者様に病名を告知されていない場合など、ご心配な点はご相談ください。

2

担当代理店またはアフラックより
ご請求に必要な書類をお送りします。

3

請求書類をご用意のうえ
アフラックへご返送ください。

4

アフラックに請求書類が到着後
内容を確認します。

5

給付金等をお支払いします。

アフラック保険金部フリーダイヤルで承っています

0120-555-877

通話料無料

携帯OK

●受付時間 AM9:00～PM5:00 ●月曜日～金曜日（祝日を除く）

アフラックホームページからもお手続きいただけます

<http://www.aflac.co.jp/seikyu>

2018年4月作成

募集代理店

 **アフラック**
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き
コールセンター 0120-5555-95

登記番号 779142(01)TO.18.03.1000 (改)

AF商開2-2018-5011 2月1日